のための飛行を行おうとする航空機に係るものを除く。）、同項第四十号の権限、同項第四十号の二の権限（法第百三十二条第二号の空域における飛行に係るものに限る。）、同項第四十号の三の権限、同項第四十二号の権限（管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行おうとする者に係るものを除く。）並びに同項第六十四号の権限	
三～七　（略）	（略）
八　第二百四十条第一項第二十四号の二の権限（無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものに限る。）、同項第二十五号の権限（航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものを除く。）、同項第二十七号の権限（航空運送事業の用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする回転翼航空機に係るものを除く。）、同項第二十七号の二及び第二十九号の権限、同項第三十一号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行おうとする航空機に係るものに限る。）、同項第三十二号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習のための飛行を行おうとする航空機に係るものに限る。）、同項第四十号の二の権限（法第百三十二条第一号の空域における飛行に係るものに限る。）、同項第四十二号の権限（管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行おうとする者に係るものに限る。）並びに同項第四十三号の権限	当該許可、届出又は通報を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする空港事務所長
九～十一　（略）	（略）

第二百四十二条の二　法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、航空交通管制部長に行わせる。

一～十　（略）

十一　法第九十九条第一項の規定による権限（航空路管制業務又は進入管制業務に関連して無線電話により行う航空情報の提供に関するものに限る。）

2・3　（略）

のための飛行を行おうとする航空機に係るものを除く。）、同項第三十六号の権限（管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行おうとする者に係るものを除く。）、同項第四十号の権限、同項第四十号の二の権限（法第百三十二条第二号の空域における飛行に係るものに限る。）並びに同項第四十号の三及び第六十四号の権限	
三～七　（略）	（略）
八　第二百四十条第一項第二十四号の二の権限（無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものに限る。）、同項第二十五号の権限（航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものを除く。）、同項第二十七号の権限（航空運送事業の用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航（えい）して運送しようとする回転翼航空機に係るものを除く。）、同項第二十七号の二及び第二十九号の権限、同項第三十一号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行おうとする航空機に係るものに限る。）、同項第三十二号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習のための飛行を行おうとする航空機に係るものに限る。）、同項第三十六号の権限（管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行おうとする者に係るものに限る。）、同項第三十六号の二の権限（法第百三十二条第一号の空域における飛行に係るものに限る。）	当該許可、届出又は通報を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする空港事務所長
九～十一　（略）	（略）

第二百四十二条の二　法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、航空交通管制部長に行わせる。

一～十　（略）

十一　法第九十九条の規定による権限（航空路管制業務又は進入管制業務に関連して無線電話により行う航空情報の提供に関するものに限る。）

2・3　（略）